

6 月 9 日（火）

（第 1 日 目）

令和2年第2回南関町議会定例会（第1号）

令和2年6月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

8番 打越潤一君

9番 鶴地仁君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（令和元年度南関町一般会計予算）

日程第5 報告第2号 繰越明許費の繰越報告について

（令和元年度南関町公共下水道事業特別会計予算）

日程第6 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例等の一部を改正する条例）

日程第7 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

日程第9 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和元年度南関町一般会計補正予算（第7号））

日程第10 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度南関町一般会計補正予算（第1号））

日程第11 議案第32号 南関町消費生活安心条例の制定について

日程第12 議案第33号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第34号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第35号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第36号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第37号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第38号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第39号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第40号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第41号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第42号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第43号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第44号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第45号 町道の路線廃止について
- 日程第25 議案第46号 町道の路線認定について
- 日程第26 議案第47号 町道の路線廃止について
- 日程第27 議案第48号 町道の路線認定について
- 日程第28 議案第49号 せきすい斎苑改築工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第50号 せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結について

日程第30 一般質問

① 8 番議員 ② 11 番議員 ③ 3 番議員 ④ 1 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 西 田 恵 介 君	2 番 北 原 浩一郎 君
3 番 中 村 正 雄 君	4 番 立 山 比呂志 君
5 番 杉 村 博 明 君	6 番 井 下 忠 俊 君
7 番 立 山 秀 喜 君	8 番 打 越 潤 一 君
9 番 鶴 地 仁 君	11 番 境 田 敏 高 君
12 番 橋 永 芳 政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	東田彰夫君
副町	長	大木義隆君	福祉課長	島崎演君
教	育	長谷口慶志郎君	経済課長	田口明君
総務課	長	古澤平君	建設課長	嶋永健一君
会計管理者		竹崎俊一君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	橋本清孝君	書記	福山尚樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和2年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番議員、9番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から6月11日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月11日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、例月出納検査報告及び南関町監査基準の通知についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、令和元年度、令和2年2月分、3月分、4月分、令和2年度4月分の出納検査結果についての報告及び令和2年4月1日施行の南関町監査基準の通知がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年第2回南関町議会定例会の開会において、専決処分の件、令和2年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

熊本地方は今週中にも梅雨入りを迎えるような状況であります。近年は全国的な集中豪雨に限らず一部地域を対象とした局地的な集中豪雨が毎年発生しており、南関町においても局地的な集中豪雨が幾度となく発生する中で、避難勧告の発令をはじめ、関係機関や消防団を初めとする関係団体の御理解と御協力のもとに災害対策を図ってきたところであります。

本町は中山間地域であることから、特に土砂災害には十分注意するとともに、河川沿岸等の点検も必要であると思われます。今後予想される集中豪雨や台風などいつどこで発生するかわからない災害に対しては、これまで以上に気を引き締めていかなければなりませんし、改めて議員の皆様とともに災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化を図っていきたいと考えております。

次に、全世界を巻き込んで依然として感染が続いている新型コロナウイルスに関しては、本町でも2月22日、土曜日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、これまでに20回近い本部会議を開催してきたところであります。国内においては累計感染者数が1万7,000人を超えるとともに、916人の方が亡くなられている中で、本町では幸いにも現在まで感染者ゼロを続けていくことができいております。まずは、厳しい生活環境の中ではありますが、関係機関や全ての町民の皆様の御理解と御協力に心から御礼を申し上げますとともに、マスクや消毒液、ポリカーテンなど感染予防に必要なたくさんの資材等を提供いただきました関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

現在は、国内では全都道府県において緊急事態宣言が解除されているような状況ではありますが、海外や国内の一部では一旦は感染の抑え込みに成功しても第2波が発生している事例が見られるため、今後も気を緩めることなく国県の方針等を着実に実行し、終息に向けた取り組みを推進していかなければならないと考えております。

このような中で、町独自のコロナ対策としては全ての町民の方に町内で使用できる5,000円分の商品券の発行や小中学校の5月13日、水曜日からのならし登校、18日、月曜日からの学校給食の再開など県内では最も早く取り組んできた事業もありますが、今後も町民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、事業活動を継続していただけるような取り組みを、失敗を恐れることなく積極的に続けていきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

また南関町の一番大きな課題となっております新庁舎建設工事につきましては、1年遅れとはなりましたが、4月15日より一般競争入札としての手続を開始し6月1日に入札を締め切り、6月2日に開札を行ったところであり、昨日6月8日付けで落札業者との仮契約を締結しておりますので、本議会において追加提案として御審議をお願いすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが2件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが5件、南関町消費生活安心条例の制定についてが1件、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが5件、令和2年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が5件、町道の路線廃止についてが2件、町道の路線認定についてが2件、せきすい斎苑改築工事請負契約の締結についてが1件、せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結についてが1件を提案しています。特に、一般会計補正予算は5月1日付けの専決補正第1号で特別定額給付金給付事業として9億6,565万1,000円を、なんかんトッパ商品券交付事業として5,016万6,000円を計上させていただきました。

また、今回の補正第2号では福祉課補助金、子育て世代への臨時特別給付金1,046万円、建設課社交金事業改良舗装工事2,173万8,000円、まちづくり課企業誘致対策費、新型コロナウイルス対策特別資金利子補給金500万円などを増額し、一般会計の総額を80億4,193万8,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、報告第1号から日程第29、議案第50号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第1号からから日程第29、議案第50号までの議案を一括上程することに決定しました。

—————○—————

日程第 4 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について

（令和元年度南関町一般会計予算）

- 日程第 5 報告第 2 号 繰越明許費の繰越報告について
(令和元年度南関町公共下水道事業特別会計予算)
- 日程第 6 議案第 27 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 28 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 29 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例)
- 日程第 9 議案第 30 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 10 議案第 31 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 11 議案第 32 号 南関町消費生活安心条例の制定について
- 日程第 12 議案第 33 号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 34 号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 14 議案第 35 号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 36 号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 16 議案第 37 号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 17 議案第 38 号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 18 議案第 39 号 令和2年度南関町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 19 議案第 40 号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1
号)について
- 日程第 20 議案第 41 号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第
1号)について
- 日程第 21 議案第 42 号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1
号)について
- 日程第 22 議案第 43 号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1

号) について

日程第 23 議案第 44 号 令和 2 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

日程第 24 議案第 45 号 町道の路線廃止について

日程第 25 議案第 46 号 町道の路線認定について

日程第 26 議案第 47 号 町道の路線廃止について

日程第 27 議案第 48 号 町道の路線認定について

日程第 28 議案第 49 号 せきすい斎苑改築工事請負契約の締結について

日程第 29 議案第 50 号 せきすい斎苑火葬炉改修工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付のとおりです。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第 4、報告第 1 号から日程第 29、議案第 50 号までの議案名を読み上げます。

〔議案名朗読〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、議案の提案理由の説明を行わない職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため退室してください。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 報告第 1 号、繰越明許費の繰越報告について御説明申し上げます。令和元年度南関町一般会計歳出予算の経費を令和 2 年度に繰り越しましたので地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

次ページの繰越計算書により事業名と繰越額について説明いたします。2 款総務費は、1 項総務管理費のテレビ共同受信施設支柱移転事業 9 万 4,000 円を繰り越しております。宮尾地区県道災害による支柱の移転補償でございます。3 款民生費は 1 項社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業 1 万 7 千 8 百 8,000 円を繰り越しております。関外目 1 区の公民館の改修補助金でございます。7 款土木費は 2 項道路橋梁費の道路新設改良事業 7,989 万 3,000 円を繰り越しております。委託料、工事請負費、補償費等でございます。9 款教育費、1 項教育総務費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 4 万 7 千 8 百 8,000 円を繰り越してお

ります。小中学校の無線LAN工事の設計委託費でございます。同じく2項小学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業3,354万2,000円を繰り越しております。小学校の無線LANの工事費でございます。同じく3項中学校費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,199万7,000円を繰り越しております。中学校の無線LANの工事費でございます。10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業（令和元年災）8,340万2,000円、また2項公共土木施設災害復旧事業費の河川等災害復旧事業（令和元年災）975万2,000円を繰り越しております。いずれも工事請負費でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 報告第2号、繰越明許費の繰越報告について御説明いたします。令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳出予算の経費を令和2年度に繰り越しましたので地方自治法施行令第146条第2項のより報告いたします。

次ページをお願いします。2款事業費につきまして、1項公共下水道事業費1,036万8,000円を繰り越しております。委託料の公営企業会計移行調査委託業務でありまして、新たな企業会計システムの立ち上げに係る業務でございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第27号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第1号で南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを令和2年3月31日付けで専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町条例についても一部を改正し同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。初めに改正の要点につきまして、説明を申し上げその後改正条文を説明させていただきます。

まず、要点としまして個人住民税につきましてですが、全てのひとり親家庭の子どもに対して、公平な税制を実現する措置として、未婚のひとり親に対する控除の見直しを行い、婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を一つにする子を有する単身者について同一の控除を適用し、さらに現行の寡婦（寡夫）に対する個人住民税の非

課税措置を見直し、ひとり親についても控除の対象としたものであります。

また、低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置を創設したものであります。次に、固定資産税についてですが、所有者不明土地等につきましては、全国的にも増加しており、また、固定資産税の課税においても所有者情報の円滑な把握等このような課題に対応する措置として、固定資産税を現に所有しているものの申告を制度化し、相続登記がされるまでの間において現に所有しているものに対し、氏名・住所等の必要事項を申告させることとし、また使用者を所有者とみなす制度を拡充し、調査をしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとしたものであります。

次に、たばこ税についてですが、近年紙巻たばこに類似する軽量な葉巻たばこが登場し、現在葉巻たばこは製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税しておりますが、重量が軽いことから課税の公平性を図るため、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算し課税することとしたものであります。

それはで次のページをお願いします。条例改正文について簡潔に御説明申し上げます。南関町条例第11号南関町税条例等の一部を改正する条例の第1条からそのページを1枚目としてめくっていただき、次の2枚目、そして次の3枚目の中段に第2条とし、そして次の4枚目の中段までにおいて、個人住民税固定資産税及びたばこ税について冒頭改正の要点として説明申し上げました旨の改正等について明記し、その他文言及び号ずれの修正を行っております。

次の第3条におきましては、年号の修正でございます。

そして、次のページ中段からは今回の改正条例の附則でございます。第1条で改正条例の施行期日を規定し、次ページ第2条で延滞金に関する経過措置について。第3条で町民税に関する計画措置について。第4条で法人町民税の適用について。次のページ第5条で固定資産税に関する経過措置について。次ページ、第6条及び第7条で町たばこ税に関する経過措置について。そして第8条から第11条において各年度税条例改正文の年号の修正をしております。

以上で、税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第28号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第2号で、南関町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の制定についてを令和2年3月31日付けで専決しております。今回の改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町条例についても一部を改正し同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。初めに改正の概要につきまして、説明を申し上げその後改正条文を説明させていただきます。

まず概要につきまして、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から基礎課税額を61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円に課税限度額を引き上げ、また、経済動向を踏まえ軽減判定所得の見直し、5割軽減判定の所得算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の算定においては、51万円から52万円に引き上げるものでございます。

内容については、以上になります。

それでは、次のページをお願いします。条例改正文について御説明申し上げます。南関町条例第12号南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、南関町国民健康保険税条例の一部につきまして冒頭改正の概要について説明を申し上げます。課税限度額及び軽減判定における算定所得額の引き上げについて明記しております。次の附則におきまして施行期日等を規定しております。

以上で、国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第29号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第3号、南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正することとする。令和2年3月31日専決南関町町長佐藤安彦。

次ページをお願いします。南関町条例第13号南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。今回の条例改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる情報技術利用法が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆる情報技術活用法に改正されたことに伴い、この条例の中の法律の名称及び条項並びに条文の一部を改めるものでございます。

条例中、第6条第2項は審査の手続の中の書面審理の弁明書を電子で行うことができるとする規定であり、第10条第1項第2号は審理の書面の交付を電子で行った場合の手数料の額について定めた規定であります。第10条第2項第3号は電子を利用して交付を求める場合において、手数料を納付する場合の特例を定めた規定であります。改正文のとおり改めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第30号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明申し上げます。令和元年度南関町一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第4号、令和元年度南関町一般会計補正予算について令和元年度南関町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり調整することとする。令和2年3月31日、専決、南関町長、佐藤安彦。

内容につきましては、令和元年度南関町一般会計補正予算書第7号で説明いたします。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,382万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,711万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。2ページと3ページは歳入についての補正額の一覧でございます。2款地方贈与税は1項地方揮発油贈与税を117万9,000円減額して、1,382万1,000円とし、2項自動車重量譲与税を280万5,000円追加して、3,980万5,000円とし、3項地方道路贈与税を1,000円減額してゼロとし、4項森林環境贈与税を55万2,000円減額して、244万8,000円としております。3款利子割交付金は1項利子割交付金を56万3,000円減額して、43万7,000円としております。第4款配当割交付金は1項配当割交付金に81万円を追加して181万円としております。5款株式等譲渡所得割交付金は1項株式等譲渡所得割交付金に101万円を追加して、121万円としております。6款地方消費税交付金は1項地方消費税交付金を139万8,000円減額して、1億7,860万2,000円としております。7款ゴルフ場利用税交付金は1項ゴルフ場利用税交付金を86万2,000円減額して、813万8,000円としております。8款自動車税取得税交付金は1項自動車税取得税交付金に70万9,000円を追加して、670万5,000円としております。9款環境性能割交付金は1項環境性能割交付金を230万5,000円減額して167万2,000円としております。10款地方特例交付税は4項子ども子育て支援臨時交付金と

して682万5,000円を追加して、総額を1,307万2,000円としております。11款地方交付税は1項地方交付税に2,096万4,000円を追加して、18億6,660万2,000円としております。12款交通安全対策特別交付金は1項交通安全対策特別交付金を1万5,000円減額して、127万円としております。15款国庫支出金は1項国庫負担金を706万4,000円減額して、4億3,724万2,000円とし、2項国庫補助金を703万2,000円を減額して、2億6,991万5,000円とし総額を7億1,451万6,000円としております。8款寄附金は1項寄附金に1,612万2,000円を追加して、1億6,792万3,000円としております。19款繰入金は1項基金繰入金を5,000万円減額して、2億374万7,000円とし、総額を2億1,006万2,000円としております。22款町債は1項町債を210万円減額して、5億9,686万1,000円としております。補正前の歳入合計から2,382万6,000円を減額して、歳入合計を59億8,711万5,000円としております。

4ページから5ページは、歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は、1項総務管理費を1,923万5,000円減額し、7億4,005万7,000円とし、総額を8億9,035万8,000円としております。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費は財源の組み換えでございます。4款衛生費、1項保健衛生費はこれも財源の組み換えでございます。5款農林水産業費、1項農業費、これも財源の組み換えでございます。2項林業費は55万2000円を減額して2,511万7,000円としております。6款商工費、1項商工費は財源の組み換えでございます。7款土木費、2項道路橋梁費は財源の組み換えでございます。3項河川費は181万1,000円減額して、2,712万6,000円とし、総額を7億8,823万9,000円としております。8款消防費、1項消防費は183万8,000円を減額して2億3,222万2,000円としております。9款教育費、1項教育総務費は101万円を減額して6,175万2000円とし2項小学校費及び3項中学校費は財源の組み換えでございます。5項保健体育費は10万4,000円を減額して1億1,596万9,000円とし、総額を5億660万6,000円としております。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は財源の組み換えでございます。12款予備費は1項予備費に72万4,000円を追加して1,547万2,000円としております。補正前の歳出合計から2,382万6,000円を減額して歳出合計を、59億8,711万5,000円としております。

次の6ページは、繰越明許費の追加と変更でございます。追加といたしまして、3款民生費、1項社会福祉費に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として178

万8,000円を追加するものです。変更といたしまして、7款土木費の2項道路橋梁費、道路新設改良事業を1億2,125万3,000円減額して、7,989万3,000円とし、10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費農地等災害復旧事業費を1,000円減額し、8,340万2,000円とし2項公共土木施設災害復旧費河川等災害復旧事業を877万9,000円減額し、975万2,000円としております。

7ページをお願いします。地方債の補正でございます。それぞれの限度額を道路橋梁整備事業につきましては、1億5,440万円とし、自然災害防止対策事業につきましては、2,270万円とし、学校教育施設整備事業につきましては、8,050万円とし、消防防災施設整備事業につきましては4,790万円とし、災害復旧事業費につきましては、1,560万円としております。

10ページをお願いいたします。10ページから13ページまでは歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。14ページから歳出についての説明でございます。ほとんどが事業費の確定または財源の組み換えによるものでございますが、2款総務費、1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、25節積立金でふるさとなにかん応援寄附金基金積立金を1,699万1,000円減額しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第31号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明を申し上げます。令和2年度南関町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いします。南関町専決第5号、令和2年度南関町一般会計補正予算について令和2年度南関町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり調整することとする。令和2年5月1日、専決、南関町長、佐藤安彦。

内容につきましては、令和2年度南関町一般会計補正予算書第1号で説明をいたします。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,565万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,707万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。15款国庫支出金は2項国庫補助金に9億6,565万1,000円を追加して、11億7,583万2,000円とし、総額を16億53万3,000円としております。19款繰入金は1項基金繰入金に5,000万円を追加して3億3,214万7,

０００円としております。補正前の歳入合計に１０億１，５６５万１，０００円を追加して、歳入合計を７９億５，７０７万９，０００円としております。

４ページは歳出についての補正額の一覧でございます。２款総務費は、１項総務管理費に９億６，５６５万１，０００円を追加し、２２億８７８万７，０００円とし総額を２３億５，５７３万５，０００円としております。６款商工費、１項商工費に５，０１６万６，０００円を追加し、１億３，４２７万７，０００円としております。１２款予備費は、１項予備費を１６万６，０００円減額して、１，１９２万９，０００円といたしましてしております。補正前の歳出合計に１０億１，５６５万１，０００円を追加して歳入合計を、７９億５，７０７万９，０００円といたしてしております。

６ページをお開きください。歳入についての説明でございます。１５款国庫支出金、２款国庫補助金、１項総務費国庫補助金、１節総務費国庫補助金に特別定額給付金事業費補助金として、９億５，８７０万円、特別定額給付金事務費補助金として６９５万１０００円を追加しております。

７ページをお願いします。歳出についての説明でございます。２款総務費、１項総務管理費、１５目特別定額給付金給付事業の３節から１３節までに事務費として６９５万１０００円、１８節負担金補助及び交付金に特別定額給付金９億５，８７０万円を追加しております。６款商工費、１項商工費、２目商工振興費の３節から１１節までに事務費として２２３万１，０００円、１８節負担金補助及び交付金になんかんトッパ商品券交付金として４，７９３万５，０００円を追加しております。

８ページの１２款予備費、１項予備費、１目予備費で１６万６，０００円を減額しております。

以上で、報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、３２号議案、南関町消費生活安心条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は町民の消費生活の安定及び向上を図り、安全で安心できる暮らしの実現に資するために条例の制定が必要なためでございます。この条例を制定することにより、悪質な訪問販売の制限を行うことができます。町から配布する訪問販売お断りステッカーを玄関に貼ることによって、訪問販売で品物を買わないという意思表示になり、事業者は訪問販売ができなくなります。このステッカーを貼っているのに悪質な訪問販売等を行った業者がいた場合は、町はその業者名を公表し指導することができるようになります。それでは、新たに制定いたします議案の南関町消費生活安心条例の制定についての条文について説明をいたします。

次のページをお開きください。まず、第１条でこの条例の目的を規定し、第２条

の第1項及び第2項でこの条例において掲げる用語の意義を規定し、第3条の各号でこの条例の目的を達成するための基本理念を規定しております。第4条で町の責務、第5条で玉名市、玉東町、和水町との相互連携を規定し、第6条の第1項から第5項で事業者等の訪問販売の制限及びそれに対する町の対応を規定し、第7条の第1項から第3項で、消費者からの苦情の処理のための事業者等への説明の要求等についての規定を行っております。第8条の1項から6項で事業者等への改善の要請、及び公表についての規定を行い、第9条で規則への委任を規定しております。附則で施行規則をこの条例は令和2年10月1日から施行すると定めているものでございます。

以上で、南関町消費生活安心条例の制定についての提案の理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第33号議案、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い南関町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

初めに改正の要点につきまして、御説明申し上げ、その後改正条文について説明させていただきます。要点としまして、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための措置として、改正するものであり、まず固定資産税についてですが、課税の特例としまして、中小企業者が所有する家屋及び償却資産の課税標準額について新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の割合に応じ課税標準額にそれぞれの割合を乗じることとしました。その割合は収入が前年同月に比べ10分の5以下の場合はゼロを、10分の7以下の場合は2分の1としたところであります。

次に、住民税につきましてですが、寄附金税額控除の特例としまして、感染症等の影響により中止となった行事について、その行事への参加料金等の払い戻し請求権のうち、権利放棄した部分の価格に相当する金額について寄附金を支出したものとして寄附金控除の対象としたものであります。

また、住宅借入金等特別控除の特例として住宅を取得したものが感染症等の影響により、令和2年12月31日までに居住できなかった場合において、住宅借入金等の住民税からの控除期間について1年間延長をすることとしたものであります。

次のページをお願いします。改正条文について御説明申し上げます。南関町税条例の一部を改正する条例の第1条において、中小企業者の事業収入が減少した割合に応じ固定資産の課税標準額を減額する旨の課税の特例を創設し、また徴収猶予の

特例に係る申請期間についての改正であります。第2条においては中止となった行事への参加料金等の払戻し請求権を放棄した部分の金額について寄附金控除の対象とする旨の控除の特例を創設し、また住宅借入金等について住民税からの控除期間を1年間延長する旨の改正であります。次の附則では施行期日を規定しております。

以上で、税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで説明の途中ですが、10分間の休憩をします。そして提案理由の説明が終わりました税務住民課長は、退出してください。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

福祉課長。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第34号議案、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号及び第8号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）に基づき所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。国の子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートし、幼稚園や保育所の利用にあたっては教育保育の必要性に応じた支給認定を受けることが必要になりました。さらに令和元年10月からの再度制度改正に伴い、支給認定は教育保育給付認定へと名称が変更されました。今回の改正では、まずこの名称変更を受け、関係する条文中の文言を変更したものでございます。

次に利用者負担額の受領を定めた第13条第4項関係において、今回食事の提供に要する費用の取り扱いの変更を定めたものでございます。具体的には、令和元年10月からの幼児教育保育の無償化に伴い対象となる児童の保育料は無償となった一方、副食費の提供に要する費用については一部の保護者は新たに負担しなければならなくなりました。ただし、定められた市町村民税、所得割、合算額未満世帯や多子世帯の児童に対してはこの規定からは除くとされたものでございます。

次に第42条及び附則第5条においては特定地域型保育事業を行うものに求められる特定教育保育施設等との連携の要件の緩和を定めているものでございます。具体的には現行規定では原則として0歳から2歳児への保育を提供する地域型保育事業者等は、認定こども園や幼稚園、保育所といった教育保育施設よりも比較的小規模であることも踏まえ、卒園後の受け皿の提供などの連携を認定こども園などから確保をしなければならないと定められております。しかし、今回全国的にこの連携施設の確保が困難な状況を踏まえ、市町村が特に認めた場合には連携施設の確保を不要とすることに加え、附則第5条においても連携施設を確保しないことができる経過措置をこれまでの5年から10年に延長するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第35号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、（令和2年厚生労働省令第40号）に基づき所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等については保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して、必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所・幼稚園または認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされています。しかし、これまでも第6条第4項において連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、その確保を不要とされてきました。今回、保育所等との連携を記している同第6条第4項において、保育の提供の終了に際して利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要

な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、保育所等の連携施設の確保は不要とすることを加えて記されたものでございます。

次に、居宅訪問型保育事業者の保育提供を記した第37条第4号において保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化したものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第36号議案、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大防止の観点から労働者が感染した場合、（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む。）に傷病手当金を支給し休みやすい環境を整備する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例。南関町国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。これまでの附則の条文に、今回（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金）の支給に関わる定めを追加するものでございます。第2条では、傷病手当金の対象及び手当金の額の算出内容と支給期間を定めたものでございます。次に、第3条及び第4条では、傷病手当金と給与等との調整を定めたものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとすると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第37号議案、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されるためでございます。

次のページをお開きください。南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。南関町後期高齢者医療に関する条例。（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。第2条に町が処理する事務を定めていますが、今回傷病手当金の支給に関わる申請書の提出の受け付を加えるものでございます。附則とし

まして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第38号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、消費税増税に伴い令和2年度の介護保険料の軽減強化を図るため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町介護保険条例の一部を改正する条例。南関町介護保険条例、（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の少ないものに対する保険料軽減の強化に関する所用の改正を行ったものでございます。保険料率について定めた第2条第2項で平成31年度において、2万6,325円としておりましたが、令和2年度では2万1,060円に減額改正するものです。同様に第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料についてもこれまでの4万3,875円から3万5,100円に、同項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料についてもこれまでの5万895円から4万9,140円に減額改正するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用すると定めるとともに経過措置として改正後の規定は令和2年度の介護保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料についてはなお、従前の例によると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第39号議案、令和2年度南関町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,485万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,193万8,000円としてするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に560万9,000円を追加して、4億5,867万9,000円とし、2項国庫補助金に2,684万1,000円を追加して、12億267万3,000円とし、3項国庫委託金に499万7,000円を追加して、662万8,000円とし、予算総額を16億6,798万円とするものでございます。16款県支出金は1項県負担金に280万4,000円を追加して、2億6,798万7,000円とし、2

項県補助金に450万5,000円を追加して、2億530万4,000円とし、予算総額を5億3,493万4,000円とするものでございます。17款財産収入は1項財産運用収入に38万4,000円を追加して、141万7,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金に1,321万9,000円を追加し、3億4,536万6,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入に70万円を追加して、1,039万5,000円とし、予算総額を2,234万7,000円とするものでございます。22款町債は、1項町債に2,580万円を追加して15億937万円とするものでございます。歳入合計は補正前の79億5,707万9,000円に補正額8,485万9,000円を追加して80億4,193万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費は、1項総務管理費に3,556万2,000円を追加して22億4,434万9,000円とし、2項徴税費に408万円を追加して、1億244万7,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を321万5,000円減額して2,835万1,000円とし、5項統計調査費に39万9,000円を追加して1,076万1,000円とし、予算総額を23億9,256万1,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費を800万6,000円減額して、11億9,487万8,000円とし、2項児童福祉費に1,286万7,000円を追加して5億4,786万9,000円とし、予算総額を17億4,265万6,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費に310万8,000円を追加して、6億892万6,000円とし、2項清掃費に16万6,000円を追加し、2億1,444万4,000円とし、3項水道費に289万9,000円を追加して847万6,000円とし、予算総額を8億3,184万6,000円とするものでございます。5款農林水産業費は1項農業費を1,611万9,000円減額して、2億9,520万1,000円とし、予算総額を3億1,389万1,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に409万4,000円を追加して、1億3,837万1,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費を295万4,000円減額して8,339万4,000円とし、2項道路橋梁費に2,642万8,000円を追加して4億536万5,000円とし、5項下水道費に300万円を追加して1億2,329万7,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費を13万5,000円減額し4,583万4,000円とし、予算総額を7億7,218万4,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に912万1,000円を追加して5億4,403万7,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費に26万1,000円を追加して5,298万9,000円とし、2項小学校費に612万6,

０００円を追加して１億３，３７０万円としております。

４ページをお願いします。３項中学校費に４万５，０００円を追加して４，２４８万円とし、４項社会教育費に５０９万４，０００円を追加して１億５，４６６万２，０００円とし、５項保健体育費を２６６万７，０００円減額して７，６６７万７，０００円とし、予算総額を４億６，０５０万８，０００円とするものでございます。１２款予備費は１項予備費に４７０万５，０００円を追加して１，６６３万４，０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の７９億５，７０７万９，０００円に補正額８，４８５万９，０００円を追加し、８０億４，１９３万８，０００円とするものでございます。

５ページをお願いします。５ページの第２表は、繰越明許費でございます。８款消防費、１項消防費の防災行政無線整備事業２億９，８６８万３，０００円の繰り越し設定を行うもので、消防防災施設整備事業債の期限が本年度までであり、本年度全額計上を行い、事業が次年度にまたがるために次年度へ繰り越し設定を行うものであります。

６ページ、第３表は債務負担行為補正でございます。新型コロナウイルス対策特別資金利子補給金の期間を３年とするため令和３年度から令和５年度までの限度額を１，０００万円とするものでございます。

次の６ページ、第４表は、地方債の補正の変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業は１億７，１９０万円とし、学校教育施設整備事業は７９０万円とし、庁舎等建設事業費は５億４，９６０万円とするものでございます。８ページと９ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

１０ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。１５款国庫支出金、１項、１目、民生費国庫負担金、１節社会福祉費国庫負担金に障害者医療費国庫負担金といたしまして２１２万円、低所得者保険料軽減国庫負担金といたしまして３４８万９，０００円、合計で５６０万９，０００円を追加するものです。その下の２項、２目民生費国庫補助金に子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金といたしまして、１，０４６万円。その事務費補助金といたしまして、１７４万２，０００円、子ども子育て支援事業費補助金といたしまして１１万円、合計の１，２３１万２，０００円を追加するものです。４目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金の内示により１，３９０万６，０００円を追加するものです。一番下の３項、３目教育費国庫委託金、１節社会教育費国庫委託金に学校における体育スポーツ資質向上等推進事業委託金といたしまして、４９９万７，０００円を追加するものです。

１１ページをお願いします。中ほどの１６款県支出金、２項県補助金、７目消防

防災費県補助金は土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として３００万円を追加するものでございます。

１２ページをお願いします。１９款繰入金、１項基金繰入金、１２目、１節平成２８年度熊本地震復興基金繰入金として３０１万９,０００円を追加するものでございます。３段目２２款町債、１項、３目土木債、１節道路橋梁債に２,０２０万円を追加し、４目、４節の学校教育債に学校教育施設整備事業債として５８０万円を追加するものでございます。

次に歳出の内訳を説明いたします。１３ページをお願いします。それぞれ２節給与、３節職員手当等の人件費関係は主に４月の人事異動に伴うものでございます。それ以外の主なものについて御説明いたします。

１６ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金に１,０４６万円を追加するもので、子育て世代への臨時特別給付金でございます。

１７ページをお願いします。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費の１０節需用費１１９万２,０００円。それから備品購入費１５０万５,０００円、合計の２６９万７,０００円を追加するもので、公共施設安全衛生対策費として消毒液や体温計を購入するものでございます。

１９ページをお願いします。６款商工費、１項、２目商工振興費、２２節償還金、利子及び利子割引料にプレミアム付き商品券事業費等返還金として６９４万２,０００円を追加するものでございます。４目企業誘致対策費、１８節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス対策特別資金利子補給金といたしまして５００万円を追加するものでございます。一番下の７款土木費、２項、３目道路新設改良費の１４節工事請負費に２,６７０万円を追加するもので社会資本整備総合交付金の内示に伴うものでございます。

２０ページ下の８款消防費、１項、５目防災管理費の１０節需用費に３２７万８,０００円、１７節備品購入費に２７６万１,０００円を追加するもので、避難所における衛生環境の整備事業として段ボールベッド等の購入を行うものでございます。１８節負担金補助及び交付金３００万円は土砂災害危険住宅移転促進事業補助金を追加するものでございます。

２１ページ中ほどの９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費に第二小学校及び第三小学校の特別支援教室のエアコンの設置営繕工事といたしまして５８６万円を追加するものでございます。

２２ページをお願いします。９款、４項、１４目体育・スポーツ資質向上等推進事業として５００万円を計上いたしております。国県の補助事業で南関子ども体力

向上等推進コンソーシアム委託料260万7,000円ほかでございます。9款、5項、1目保健体育総務費は関所マラソン大会の中止による383万6,000円の減額でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第40号議案、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ345万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,138万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に129万4,000円を追加し、5款県支出金、1項県負担金補助金に216万2,000円を追加して11億1,314万8,000円とし、歳入合計補正額345万6,000円を追加して、歳入合計を14億8,138万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費は直接歳出の補正額はございませんが、財源を組み換えるものでございます。2款保険給付費、7項傷病手当金216万2,000円を新たに追加し2款の計を10億7,209万1,000円とし、5款保険事業費、2項保健事業費に3万8,000円を追加し、850万8,000円とし、10款予備費、1項予備費を125万6,000円増額して、1,938万8,000円とし、歳出合計補正額345万6,000円を追加して歳出合計14億8,138万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3款、2項、9目システム整備費補助金、1節社会保障税番号制度システム整備費補助金129万4,000円を追加するもので、国保システム改修費への補助金でございます。

次に5款、1項、1目保険給付費交付金、2節特別交付金216万2,000円を追加するもので、特別調整交付金でございます。内容は傷病手当金の分でございます。今回傷病手当金として支出した分は全額交付金として入る予定となっております。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款、1項、1目一般管理費については今回129万4,000円のシステム改修費の財源をこれまでの一般財源から特定財源への国県支出金に組み換えを行うものでございます。な

お、この改修費の歳出予算は当初にて計上済みでございます。

次に、2款、7項、1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金を216万2,000円追加するもので、これは今回新たに設けた新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金でございます。次に5款、2項、1目保健衛生普及費、7節報償費3万8,000円を追加するもので、これは検診結果説明会に参加された方への記念品代でございます。

最後に10款、1項、1目予備費125万6,000円を増額するものでございます。予算調整するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第41号議案、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ300万円を追加し、それぞれの総額を1億6,743万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金に300万円を追加して1億2,329万7,000円とし、歳入総額1億6,743万円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。2款事業費、1項公共下水道事業費に300万円を追加して、3,568万3,000円とし歳出総額1億6,743万円とするものでございます。

次はページを飛ばします。6ページを開いてください。歳入についての説明でございます。2款繰入金は1項、1目、1節一般会計繰入金に300万円を追加して、1億2,329万7,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。2款事業費、1項、1目公共下水道建設費に300万円を追加して、3,568万3,000円とするものでございます。新たに公共枿の設置要望が4件ありまして、それに対応するための工事費でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の議案書をお願いします。第42号議案、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ289万9,000円を追加し、それぞれの総額を852万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。5款繰入金は、1項一般会計繰

入金に289万9,000円を追加して696万2,000円とし、歳入総額852万4,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に289万9,000円を追加して650万2,000円とし、歳出総額は852万4,000円とするものでございます。

続きまして、ページを飛ばします。6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5款繰入金、1項、1目、一般会計繰入金に289万9,000円を追加し繰入金総額696万2,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に289万9,000円を追加し650万2,000円とするものでございます。主な内訳としましては、10節需用費、修繕費、ルーラルヴィラ住宅地の給水設備の老朽化によるもので、貯水池から配水池へ送る送水ポンプやその付属機器の取り替え修繕に係る費用でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第43号議案、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,390万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料を775万4,000円減額し、2億3,314万3,000円とし、5款県支出金、4項県委託金3,000円追加して5款の補正後の金額を1億8,969万5,000円とし、7款繰入金、1項一般会計繰入金に697万8,000円を追加し、2億140万8,000円とし、歳入合計補正額77万3,000円を減額して、歳入合計を13億7,390万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費につきましては、財源組み換えを行うものでございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金を10万円追加して、15万1,000円とし、8款予備費、1項予備費を87万3,000円減額して、1,400万4,000円とし、歳出合計補正額77万3,000円を減額し、歳出合計を13億7,390万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。1款、1項、1目、

第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料を対象者1,373名分、726万7,000円、2節普通徴収保険料を対象者98名分、48万7,000円、合わせて1,471名分、775万4,000円を減額するもので、それぞれ消費税増税に伴い保険料を軽減することによる減額分でございます。次に、5款、4項、1目要介護状態等審査判定委託金、1節要介護状態等審査判定委託金、3,000円を追加するもので、生活保護受給者第2号被保険者分の1件分でございます。次に7款、1項、4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分697万8,000円を追加するもので、低所得者保険料軽減繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款、3項、2目認定調査等費につきましては、財源の組み換えでございます。続きまして、6款、1項、1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金利子及び割引料10万円を追加するもので、第1号被保険者保険料還付金でございます。最後に8款、1項、1目予備費87万3,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第44号議案、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1億3,724万6,000円とするものでございます。

2ページを開いてください。歳入でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金、13万5,000円を減額して4,583万4,000円とし、歳入総額1億3,724万6,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。2款事業費は、1項浄化槽整備推進事業費を13万5,000円減額し6,823万5,000円とし、歳出総額1億3,724万6,000円とするものでございます。

次はページを飛ばします。6ページを開いてください。歳入についての説明でございます。5款繰入金は1項一般会計繰入金13万5,000円を減額して4,583万4,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費、1目浄化槽建設費の3節職員手当等を13万5,000円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の議案資料をお開きください。第４５号議案、町道の路線廃止について御説明いたします。提案理由は、路線を廃止しようとする場合は、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

資料を御覧ください。今回提案いたします廃止路線は路線番号３路線名町道小原・上長田線で起点が大字小原四ツ山１５１８番地先から終点大字上長田字前田２９９番１地先までの路線でございます。上長田地区圃場整備事業とあわせて終点側の区間を付け替えし整備を進めるために路線を廃止するものでございます。

続きまして、４６号議案をお願いします。第４６号議案、町道の路線認定について御説明いたします。提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

提案いたします町道は路線番号３、路線名町道小原・上長田線で起点を大字小原四ツ山２１０２番１地先から終点を大字上長田字前田３５３番１地先とまでと新たに付け替えをする区間を取り込み、県道玉名八女線と町道荒尾南関線を結ぶ路線として認定するものでございます。

続きまして、４７号議案をお願いします。第４７号議案、町道の路線廃止について御説明いたします。提案理由は、路線を廃止しようとする場合は、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

参考資料を御覧ください。今回提案いたします廃止路線は路線番号１８０、路線名町道上長田・平砂線。起点が大字上長田字前田３７４番１地先から終点大字上長田字永見田８８７番の１地先の路線でございます。上長田地区圃場整備事業とあわせて整備する町道小原・上長田線の付け替え改築事業に伴い事業以前の路線を廃止するものでございます。

続きまして、第４８号議案をお願いします。第４８号議案、町道の路線認定について御説明いたします。提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

提案いたします町道は路線番号１８０、路線名町道上長田・平砂線で起点を大字上長田字前田２９９番１地先からとし終点大字上長田字永見田８８７番１地先までとするもので、上長田地区圃場整備事業とあわせて整備する町道小原上長田線の付け替え廃止となった区間を新たに取り込み県道荒尾南関線と町道上長田西線を結ぶ路線として認定するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第４９号議案、工事請負契約の締結について提案理由及び

提案の説明をさせていただきます。今回御提案いたします工事請負契約の締結は、せきすい斎苑改築工事に関するものでございます。今回の工事は令和元年度に実施設計を行い、本年5月19日に指名競争入札の上、請負業者が決定したところでございます。5月25日に仮契約を締結しております。工事名はせきすい斎苑改築工事、工事場所は南関町大字下坂下地内で、工事の概要といたしましては、既存の斎場の増改築でございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和3年3月19日までとしております。契約の相手方は熊本県玉名郡南関町大字上長田670番地2、株式会社原賀工務店、代表取締役松本泰典で、契約金額は2億2,990万円でございます。設計額は2億3,826万円で、入札業者は10社全て玉名管内の業者でございます。落札率は96.49%でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定で予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっており、議会議決すべき契約でありますので、今回提案するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第50号議案、工事請負契約の締結について提案理由及び議案の説明をさせていただきます。今回御提案いたします工事請負契約の締結は、せきすい斎苑火葬炉改修工事に関するものでございます。今回の工事は平成30年度にプロポーザル方式により請負業者が決定したもので、令和2年5月25日に随意契約で仮契約を締結いたしております。工事名はせきすい斎苑火葬炉改修工事、工事場所は南関町大字下坂下地内、工事の概要といたしましては、今回増改築する斎場の火葬炉3基の設備改修工事でございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和3年3月19日まででございます。契約の相手方は富山県富山市奥田新町12番3号、株式会社宮本工業所、代表取締役宮本芳樹で、契約金額は1億4,850万円でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定で予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっており、議決すべき契約でありますので、今回提案するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案の理由の説明を終了します。昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の一般質問に備えて、退出させました職員を入室させておりますので、報告します。

-----○-----

日程第30 一般質問

日程第30「一般質問」を行います。

発言の報告があつていますので、順次発言を許します。

8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（打越潤一君） こんにちは、8番議員の打越です。

中国の武漢に発生した新型コロナウイルスが、4カ月経ちましてこんなに世界各国に流行するとは想像もしていなかったところです。今回の一般質問は、質問事項新型コロナウイルスの影響について。質問の要旨、熊本県に発生した新型コロナウイルス感染者47人、5月8日現在で47人でした。参考までに5月30日現在、国内での感染者数1万6,833人、福岡県741人、熊本県47人となっています。3週間、もう4週間なってますかね、県内の感染者はそれ以降増えていないというようなことです。熊本県の47人の感染者の内訳で、もうすでに退院された方が42人、入院中の方がまだ2人おられてるということであります。5月14日新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が38県とともに解除され、熊本県も21日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく休業要請を全面解除し新しい生活様式、これからの生き方を示されたところです。手洗いやマスク着用の徹底、3密（密閉・密集・密接）の回避やテレワークの推進、時差出勤は新しい日常として定着を求めていくとされたところです。

これを受けて①南関町での自粛要請の影響、商業、工業、農業等の現状と対策について、町長にお尋ねします。

②登園自粛による園児、保護者の負担増、登校中止、休校による児童生徒の学業への影響、保護者の負担増など現状と対策について、町長、教育長にお尋ねします。

この後の質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番、打越潤一議員の新型コロナウイルスの影響についての質問にお答えいたします。

まず、①の町での自粛要請の影響、商業、工業、農業等の現状と対策について尋

ねるについてお答えいたします。新型コロナウイルスの感染につきましては、世界中に蔓延し、日本においても2月末頃より感染者が増加し始め、4月末には1万人を超える感染者数となり4月16日には、特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発令され不要不急の外出自粛要請、教育機関の休業、集会やイベントなどの開催制限、密閉、密集、密接の3密の回避など見えない敵との闘いで国民生活に及ぼす影響、特に経済活動に及ぼす影響は計り知れないものになっております。

このような状況の中、幸いなことに現在まで南関町においては感染者が確認されておりませんが、玉名管内、有明圏域において感染者の報告がっております。緊急事態宣言が解除された今後においても、気を抜くことができない状況であると認識しております。

まず、商工業者の現状と対策を申しますとセーフティーネット保証4号の申請件数が現在28件で、業種についても建設業、建築業、小売業、その他多業種に及んでおります。売上減少の原因につきましては、資材の仕入れの遅延や外出自粛による来店者の減少、イベント中止による売上減少など多岐にわたっておりますが、それぞれの事業者の影響額等については、詳細には掴んでおりません。

町の対策としましては、制度融資に対する利子補給を行うこととし、今議会に提案しておりますほか、全町民を対象に一人5,000円分のなんかんトッパ商品券を6月1日に簡易書留により配布いたしました。また、国の持続化給付金や県の事業継続支援金、資金繰支援、雇用調整助成金などその内容や申請方法を町ホームページに掲載し周知を図っております。

次に、農業関係者の現状を申しますと、商工業者と同様に各施設内での3密の回避、消毒等の徹底、小中学校の休業に伴う学校給食の停止、各飲食店の営業自粛、外出自粛による消費の減少及び需要減少に伴う市場価格の低落等、農業関係者への影響も多く出ているところであります。各農業者の影響額等についての詳細は掴んでおりませんが、今後も消費者に食料を安定的に供給していただくため感染症対策に留意しつつ事業の継続をお願いしたいと考えております。

対策としましては、国、県、JAより農業者に向けた持続化給付金、金融支援制度等の支援措置が発表されているところであります。また、町としましても感染拡大の影響を受けた農業者の皆様の今後の経営の持続化及び所得向上に向けた支援策を関係機関と協議しながら提案、周知を行いたいと考えております。

また、税関係では現在、軽自動車税、固定資産税及び住民税を賦課しており徴収の猶予制度に基づき国税、県税を始め町税においても猶予に関する事務を行っているところであります。これまでに徴収の猶予申請が3件、相談が2件あっている状況で猶予期間は最長1年ですが、次年度分の賦課金と合わせての納税になる

ケースも出てきますので、適切な納税相談を行っていきたいと考えております。

緊急事態宣言につきましては、解除されましたが感染が終息したわけではなく今後も第2波、第3波の感染拡大が懸念されております。新型コロナ渦以前のような経済活動に戻ることはまだまだ困難であると考えられ、事業者にとっては先が見通せない状況が続きますが、今後も引き続き町ができる支援を考え、実行していきたいと思っております。

次に②の登園自粛による園児、保護者の負担増、休校による児童生徒の学業への影響、保護者の負担増など現状と対策について尋ねるについてお答えします。

まず、登園自粛による園児保護者の負担増に対して町が行いました支援策についてですが、町内の3園で4月22日から5月16日までの期間に平均で6割の登園自粛が行われました。そこで町では登園自粛の要請に基づき欠席した園児の保育料、及び副食費を日割り計算により軽減を行っております。また、同時に放課後児童クラブにおいても自粛要請に基づき、利用しなかった児童に対しては利用料を日割り計算による負担に変更し、負担の軽減を図っております。今後も感染の状況によっては同様に保護者の負担軽減を図っていきたいと考えているところであります。休校による児童生徒の学業への影響、保護者の負担増など現状と対策について尋ねるにつきましては、教育長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 8番、打越潤一議員の②休校による児童生徒の学業への影響、保護者の負担増など現状と対策についてお答えします。

最初に、町内小中学校の現状について、学校の臨時休校が長期化するなかで、5月6日までの休校が5月31日まで延長された段階では、学校は授業時数の確保の上からも危機的状況にあり、1日も早い再開が望まれる状況にありました。

また、児童生徒の抱えるストレス等も限界にきており、生活リズム等の基本的な生活習慣の維持も厳しくなるなど、学校が開いているときに見えていた子どもたちの生活状況も見えにくくなっていたところでした。

さらに、子どもたちが家にいる分、食事の準備や世話など保護者や家族の負担も増え、休業延長に伴う学童保育の運営も日ごとに厳しさが増している状況にありました。このような中で、対策としてまず本町では5月13日からならし登校を開始し、5月18日からは給食の提供をしながら休校中の児童生徒の生活状況の把握や家庭学習状況の確認、評価、そして前年度の未就学習内容の指導等に取り組んできましたので、6月1日からの学校の本格再開にスムーズにつながることができたこと

ろでございます。

しかし、長期間の休校は学校の危機的状況に変わりはなく、また第2波、第3波の不安がある中での再開ということで、各学校には万全の感染対策を講じた上で児童生徒の健やかな学びを保障することを目指して、教育活動を工夫実施するよう指導しているところでございます。

以上お答えしまして、この後の御質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） それでは、①からいきます。詳しく調べてありまして、本当にありがとうございました。

商業のほうなんですけど、南関町の小売業者で買い物券あたりが、もう名前はあげてよかと思いますけど、ビッグオークとかいきいき村とかうどん屋さんとか豆腐屋さんとか花屋さんですたいね、すとホテルとか、そういうあたりの分の細々というか具体的な分は調べておられますか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） なんかんトッパ商品券の使用の数とかいう話でよろしいでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） 一応コロナウイルスということで、不要不急の外出を自粛するということで、恐らく住民の方もだいぶ外に出歩く事を差し控えられつつ思うとですよね。だから今ちょっと名前をあげましたが、そういうことでセキアあたりは自粛でホテル業を閉められたということで、だいぶ影響は出とるんじゃないかなと思います。小売業者もそういう形で、それぞれの食料あたりはしゃんむり店に買いにはいかなんでんですけど、そこあたりの分をお尋ねしたいと思いでして。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 先ほど町長答弁にもございましたが、個別の店舗等の影響という額について具体的には掴んでおりません。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） 本当はそれぞれ私たちの住んでいる南関町の田舎でやっぱり自粛というようなことでしておりますが、野菜とか何かは自分とこでだいぶん作っておられると思います。しかし、テレビ等のニュースあたりで見ておりますとほんと厳しいものがあるのではなかろうかと思いでして、こういうふうなアバウトな感じで私も数字を全然把握してどうのこうのじゃございせんけども、だいぶん収

入減になっているのではなかろうかと思っておったところです。先ほど数字は詳細には把握しておりませんということでしたので、これ以上は突っ込んで聞く必要はございませんけども、そういう形で私のほうは、商業は今例を挙げました、工業も南関町の東部工業団地とかあるいは私たちの近くにあります企業等あたりとか、そこ辺りも従業員の方がかなり外部から帰っておられますので、そういうところもかなり影響があつてゐるんじゃないかならうかと思ひまして、ちょっとそこ辺りもわかる範囲で、次は工業のほうにいきます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 工業等につきましても、詳しく把握しているわけではありませんけども、直接こちらのほうに連絡とおいでになった方のお話を伺ったところで答えますと、自動車関連の一番大きいというか下坂下の300名を超えるような会社においては、操業の日にちというか、それを1週間に2回休むとかそういった形での取り扱いもされておりますし、金属関係のそこも200名以上の会社になりますけれど、そういったところも週に1回休みを増やして対応するとそういったことであつております。自動車関連、半導体に関してはそこまであんまり影響はないようですけれども、特にそういった金属、自動車関連についてはこれまで中国、あるいはアメリカ等の動きが停まっておりました関係から非常に厳しい状況にはなつてきているようであります。

ただ、中国が少しずつ動き出してきておりますので少しずついい方向に動き出すんじゃないかなと思つております。

逆に食品関係のこれはもう納豆ですけれども、につきましては、これまでにないような売上ということで先日新聞にも載せておりましたけれども、南関町と和木町に200万円の御寄附をいただきました。そういうことで相当の伸びがあるということでそういったことがあつてますので、業種によっては今までにないような売上が出てゐるようなところもあるということではあります。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 私の米田にあるところの企業あたりは鑄造関係をされておりますよね。そういうところの金型関連だけんがそんな影響はないものかなと思つておりますけど、やっぱり自動車関連の部品を中国あたりで外注しとった分がその部品が一つ揃わないと自動車も完成車としてみなされないものですから、休業にかざるを得ないということで、恐らくだいぶ影響はしとるかなと個人的には思つてゐるんですけど、役場のほうにはそこまでは今町長が答弁なさったぐらいの分かなと思つておりますけど、だいぶ企業によっては従業員さんを自宅待機されたと

か、そういう分が出てきてるんじゃないかなと思うところです。何しろ時間が30分ですので、かけあしでいきます。

農業については、密接と言いますか、密集と言いますか、そういうのについては南関町ではそれぞれ自分とこでされたりとか、あるいは外国人の方を研修目的でされている方辺りはだいぶ影響があつてんじゃないかなと思いますけど、その分についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今の御質問にお答えいたします。

やはり、施設関係、それについては選果場とか育苗センターあたりはやはり人の確保がコロナの影響によって難しいんじゃないかと思われておりましたけれども、JAさんの聞き取りによりますと、そういった影響は今回はなかったと聞いております。

また、各農業者の影響ですけれども、先ほど打越議員からお答えのとおり農業経営は経営状況あたり、出荷先等により人それぞれが異なっております。基本的には同じ生産品目においても影響度は違うかと考えられます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 学校等あたりも給食が5月18日からだったですかね、再開されたようですけど、そこあたりの分が3月の中旬ぐらいだったですかね、休みになったつが。そこあたりで物資の納入あたりについては、だいぶ影響あたりはあつとるとじゃなかでしょうか。そこ辺りをお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 給食センターへの物資の納入のほうについては、今12、3者ほどありますけども、野菜等については特に影響があつてなくて、自社のほうで他のものに使い回しができるというようなところで、特に影響があつたようには聞いておりません。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） はい、ありがとうございました。

もう、②のほうに移ります。保育園とか幼稚園が、登園が6割ぐらい自粛があつてということで、だいぶ年齢が低うございますので、密閉、密集、密接とかそこあたりの分がだいぶ影響を受けるんじゃないかなと思っております。そういうところは、先生たちもだいぶ今までコロナの影響がなかったときに比べると人員もだいぶ増やしてあるとでしようね。福祉課長、お願いします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今の御質問保育園、認定こども園、幼稚園等についての御質問ということで、管轄しております福祉課のほうからまずお答えさせていただきますが、今回の感染の問題で新たに保育所等で保育士を雇用されて増やして対応するということは直接聞いてはおりません。予防対策としてそれぞれ園のほうでは保育の形と言いますか、密集しないような形での保育の関わりということは当然されているとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） 今度は小学校のほうに移ります。小学校のほうも5月の13日からだったですかね。午前中登校で18日から給食を出すということで5月いっぱいには学校になれるための登校だったっですかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 先ほどお話ししましたよう5月13日からの登校はならし登校ということで、一つは学校に慣れてもらうという部分とそれと生活リズムあたりも結構おかしくなっている子どもたちもいましたので、そういうところの立て直しとかあるいは様々な不安等抱えている子どもたちもおりましたので、そういう不安の解消とか、結局長期間の休業のためのいろんな部分のケアを中心にやっていくそういう位置付けで実施したところでございます。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） 学校もやっぱり2カ月近く、保育も一緒だったんですけど、やっぱり家庭に子どもたちがおるもんだけんですね、やっぱり保護者の方も勤めをばあちゃん、じいちゃんがいらっしゃるところはいいんですけど、おられないところはそういう家庭もあったんではなかろうかと思っておりますけど、そこあたりの人数は南関はどんな状態やったっですかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 町のほうでは福祉課と連携しまして学童保育あたりもやっております、学童保育への参加者と言いますか、新年度になりまして4月1日から結構数が増えたということで、2、30名の段階の子どもたちが約60名ぐらいまで膨らんだ時期もございました。そういう子どもたちが家庭での親のお世話あたりが届かない子どもたちだという形で把握してるんですけど、そういう部分が結構学童保育の部分の人数が増えていくというところで、その指導をされる方々の業務と言いますか、そういうところも切羽詰まった状況になっていた。そういう状況の解消のためにも、13日からのならし登校に踏み切ったところでございます。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

今度は、中学校あたりも5月の13日からだったですかね。普通新学期になったら家庭訪問とかあって、小中学校一緒なんですけれども、家庭の実情あたりは家庭訪問というか、そういうあたりで聞き取りとか保護者たちとの話はもう済んでおられるとでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今のお尋ねの部分も、年度当初4月の終わりから5月に普通、通常でしたら家庭訪問というのを位置付けておりますけど、3日間登校したあと休業に入りましたので、子どもたちの状況をしっかり把握する必要がありますので、電話連絡とかメールでのやり取りとかそういうところでの状況把握が中心だったんですけど、状況によっては家庭まで足を運んで、家の中までは感染のリスクを下げるために玄関口と言いますか、親御さんあたりに外に出ていただいて、そこで話を聞くとか、そういう配慮をしながらできる情報収集と言いますか、そういう部分には各学校努めたところでございます。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 今度は3密を避けるというか、新しい生活様式に慣れていくというようなことで学校生活が始まっているわけなんですけども、マスクの登校あたりはそれぞれ自転車通学、小学校も皆さんマスクをされておりますし、感染予防に気を付けながら学校の先生たちもやっておられると思います。新たにいろいろ皆さんが触る便所の何ですかね、ノブというんですかね、そういうところか机とか椅子とかそこあたりの分が今までと変わった分が新たな仕事として出てくると思うとですよね。そういうものの対処の仕方はどんなふうになさっておるとでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今議員が尋ねられました新たな業務なんですよね。学校にとっては。感染予防のためのドアノブの消毒とかあるいは結構子どもたちが共通して使う手摺とかそういう部分の消毒あたりもやっぱり3密を避ける部分では新たな業務として先生方の負担にもなっている部分なんですけど。町のほうでは地域の皆様と言いますか、応援団あたりの組織も充実しておりますので、今応援団の方々にお力添えをいただきながら消毒作業あたりも協力していただいているところです。そういう部分も今のところいつまでという期限が見えませんが、国のほうの第2次補正予算のほうで国のほうが準備しているんですけど、そういう消毒あたりの業務についても国のほうで人員を確保して確保は町のほうの役割になるんですけど、そのあたりの報酬と言いますか、手当あたりを保障にした取り組みと言いますか、そういう部分も検討されておりますので、そういう取り組みが出てきましたらスクールサポートスタッフという名称がついてるんですけど、そういう方々の配置を考

えていきながら対応を進めていきたいと思っています。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

それでは、まとめに入ります。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、東京オリンピック各種催し物等が中止になっており、新型コロナが早く収束し、ワクチン等の開発が早くできるのを望むものです。不要不急の外出を控え、健康第一を考え、新しい様式のもと経済活動を営み、新型コロナウイルスに長期間付き合っていかなければならないと思うところです。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、8 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11 番議員の質問を許します。11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） こんにちは。11 番議員の境田です。

今回は先に通告していました新型コロナ禍について質問します。今南関町で一番心配されているのは新型コロナ感染ではないでしょうか。この新型コロナウイルス感染症は中国の武漢市から新型コロナウイルスが始まり、今では世界全体で死者が40万人を超えています。また、感染者は690万人を上回っております。現在、ヨーロッパやアメリカを中心とした第2波の流行も起きています。この新型コロナウイルスの影響により我が町では、事業所での雇い止め、飲食店での予約キャンセル、肉の価格が落ち、酪農家の売上減少などが叫ばれております。明日からはどのようにして生活するのか悲痛な訴えも聞きます。

町ではほかにどのような現状が起きているのか。南関町で住民が困っている問題が起きた場合、議会議員は住民の不安を取り除くためにも議会で取り上げなければなりません。町は町として住民の困っていることを対応しなければなりません。議会議員も住民あつての議会議員として、こういうときこそ頑張らねばなりません。

さて、国内では新型コロナウイルス特別措置法に基づく全国への緊急事態宣言が5月25日、およそ1カ月ぶりに全面解除となりました。長丁場の感染拡大に備えた新しい生活様式の具体例も提言されましたが、暮らしの不安はいつまで続くのか、先が見えない日々の暮らしが不安を一段と増しております。幸い我が町では感染者は出ませんでした。いつ感染するのか。感染したら家族は、子どもはどうすればいいのか。また仕事はとていろいろと不安を抱いての生活です。新しい生活スタイルも大事ですが、この不安を少しでも取り除く一つとして、新型コロナウイルスの感染の有無を調べる検査を受けられることだと思います。しかし、日本では外国に比べるとPCR検査数が少ない現状が見られます。PCR検査を行い、感染者の早期発見、保護、隔離していない中での解除では心配でなりません。また再び緊急

事態宣言が発せられたら経済は壊滅的な影響を受けます。感染を封じなければ経済の活性化はありません。そのためにも検査を希望した人には速やかに対応すべきと思います。

そこで、我が町における新型コロナウイルス感染拡大の影響と対応の①の我が町のPCR検査の現状と対応を尋ねます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で倒産した企業は200社に急増したことが新聞等で報道されておりました。今回の特徴として負債総額が3億円未満と小型の倒産が半数も占め、宿泊業や飲食業が多いと言われております。今回の倒産統計に負債額1,000万円未満は含まれておりません。しかし、この負債額1,000万円未満の倒産は4月だけで50社を上回っております。新型コロナが叫ばれる以前は、人手不足を背景に雇用情勢が改善されていましたが、今回の緊急事態宣言で宿泊や飲食、サービスなどは経営難になり、雇用が維持できない業者が増え求人を取り下げる企業が出ております。解雇や雇い止めになった人は全国で1万6,000人を超えている現状があります。経済活動の停滞が続き、雇用をめぐる現状はさらに深刻化するとと言われております。世界的な需要減を受け製造業も低調となっていますが、本格的な影響はこれからと危惧されております。

そこで、国内で新型コロナウイルスの感染拡大の影響で倒産した企業が急増していますが、我が町での企業、事務所の倒産、休業また解雇雇い止め等の現状と対応を尋ねます。

最後に、新型コロナウイルスの感染対策は、流行の第2波に備える段階にっております。現に新型コロナウイルスの感染者が急増している北九州市の市長は、第2波の真っ只中にいると認識していると述べられております。緊急事態が解除されたのは、社会経済活動が厳しい現状があるからです。企業の経営破綻や失業を1日でも早く回避しなければなりません。しかし、新型コロナウイルスの感染症の有効の治療薬は限られワクチン開発には時間を要しています。治療や予防は決め手を欠くままです。予防に努めても社会経済活動を再開すれば感染の第2波は避けられないと言われております。二度と最悪の事態にならないように感染症に備える第2波、第3波の対策を練らなければなりません。県内の美里町では4月下旬いち早く感染対策含む避難計画見直し、町独自のマニュアルを作成し、全戸に配布されております。

そこで、我が町の第2波への感染防止、感染拡大防止の取り組みと対策を尋ねます。

この後の質問は、自席で行いますのでよろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の新型コロナ禍について町内における新型コロナウイルスの感染拡大の影響と対策、対応を尋ねるの質問にお答えいたします。

まず、①の我が町のPCR検査の現状と対応を尋ねるについてお答えします。市町村ごとの検査件数につきまして、県へ問合せを行いました。現在のところ県からは市町村ごとの検査件数の公表の予定はないとの回答であり、南関町の件数につきましては、確認がとれておりません。

ただ、公表されている範囲では6月2日の検査状況としましては、県内全域で23件、内訳では県の検査分が11件、熊本市の検査分が12件でありました。

また、6月2日までの累計では、合計3,962件、内訳で県検査分が1,371件、熊本市の検査分が2,591件で内、陽性が県7件、熊本市が41件、合計の48件となっております。熊本県のPCR検査体制も強化が図られており、1日あたりの検査可能件数が3月8日時点の70件から、現在は約2.5倍の180件ほどとなっております。

次に、②の企業、事業所の倒産、廃業、休業等の現状と対策を尋ねるについてお答えします。信用調査会社帝国データバンクの調べでは負債1,000万円以上の法的整理件数いわゆる倒産件数が新型コロナウイルス感染拡大の影響で1万件を超える見通しを示しており、倒産の集計に入らない自主的な休廃業については2万5,000件を見込んでいるというショッキングな数字が示されております。倒産はこれまで中小企業を中心だったものが、今後大手企業にも波及する恐れがあるということで、正に先が見通せない状況となっております。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている業種につきましては、外国人観光客の急減や外出自粛の影響で宿泊やレジャーなどのサービス業をはじめ、飲食やアパレルといった生活に直結した業種から倒産が発生しているということで、今後は運輸や輸送、製造業など幅広い業種に波及する恐れがあるということでもあります。南関町においては今のところ企業、事業所の倒産や廃業についての報告は聞いてはおりませんが、外国人観光客の急激な減少や外出自粛等の影響によりホテルセキアが4月8日、水曜日より休業しておりましたが、6月27日、土曜日から再開するとの報告を受けております。

しかし、先ほど申しましたとおり、今後についても先が見通せない状況であり打越議員の答弁でも申しましたが、現在もセーフティーネット保証4号の申請件数が28件あっておりますので、厳しい経営状況となっていることは否めない事実であります。町としましても制度融資に対する利子補給や停滞した経済の活性化対策と

してなんかんトッパ商品券の発行を行い、さらに国、県の給付金や支援金、助成金などの申請方法を町ホームページに掲載し、周知を図っております。

また、総額31兆円超の国の第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、6月12日までの成立を目指すと言われており、1次補正で不十分だった施策を中心に第2次補正予算においても計上される地方創生臨時交付金2兆円の配分につきましては、本日の熊日新聞の1面にも内容の一部が掲載されておりましたので、交付決定に向けて早急に企業や事業者等の支援も含め、有効に活用できるよう知恵を絞っていきたいと考えております。

次に、③の第2波への感染拡大防止の取り組みと対策を尋ねるについてお答えいたします。先月下旬より北九州市では、第2波と思われるような感染状況となっており、その動向が危惧されているところであります。これ以上、感染が拡大しないことを願うばかりであります。特に心配されているのが小中学校及び医療機関でのクラスターの発生であります。町においてもこのことを注視し、今後も町内での感染を発生させないようにあらゆる対策を講じてまいります。そのためにも県、保健所、医療機関、関係機関との連携及び連絡体制の継続を強化するとともに、町外での発生状況や対策状況等についての情報収集も行っております。

また、不足している備蓄品や機材などの調達についてもしっかりと対応してまいります。さらに、町民の皆様にはこれまで以上に基本的な感染対策はもとより、日常生活の様々な場面で新しい生活様式を心掛けていただくよう周知を図ってまいります。

以上をお答えしまして、この後の御質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。

①のですね、新型コロナ感染検査ですけど、先ほど我が町の検査数は県に問い合わせたら確認がとれないと、わかってないようなことを言われましたけど、やはり町は町として今まで検査受けた人、また希望しても受けられなかった人、把握は全然されてなかったんですかね。町としてですね。この前、県内で有明保健所ですけど、6例目の新型コロナの感染者が出ましたね。その時の関係検査数は185件あつとですよ。2回目若い人だったんですかね、感染者が出られましたけど、その時ですね、関係検査件数は89件検査があつとですよ。最初の185件のうち確か南関のほうからも結構介護施設ですか、そっちのほうに勤めておられた人も検査あつとだと思いますけど、そういう数も全然把握はされてないんですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 南関町の関係者の方のPCR検査の実数と言いますか、数字ということでございますけれども、有明保健所が管内の窓口になってはいますが、保健所のほうに問合せ等もした経緯はございますが、やはり相談、また実際検査を受診された方の住所等については、関係の市町のほうには、公表はされていないということで、なかなかその数字的なものは把握はできていない状況でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 県が公表せんけんじゃなくて、やはり近くであっておりますので、町は町としてそれなりに把握はある程度、全部は全部でけんですけど、プライベートの事がありますから、ばってんある程度のことはわかると思いますから、よかならそういうこつも対応してください。今、住民がですね、私も何回か相談ありましたが、熱が出た場合や体調不良になった場合、保健所に電話しても対応はスムーズにいくのか、感染しても症状が出ない人もいます。自分がそうではないかと不安がっておられます。経済、社会回復、機能を回復させるためにも、やはり感染状況の把握はすべきです。熊本市のように独自でPCR検査センターを開設を急ぐ自治体も相次いでおります。我が町も確かに厳しいかもしれませんが、検査の要望があれば、やはり受け入れるような体制をするべきだと思います。陽性者ですかね、感染者の多くは症状がなく濃厚接触者として検査を受けて初めて判明している人がおります。その点からも私は進むべきだと思います。いかがですか、町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今境田議員のほうからもお話ありましたけれども、熊本市のように大きな市、医療機関そういったものがあるところは、実際PCR検査をすることも可能かと思っておりますけれども、なかなか南関町のような町ではそういった医療機関もございませんので、単独でそういったことをするのは非常に困難かなとは思っております。しかしながら、町民の皆様がそういった検査をどうしても必要ということであれば、町が責任を持っていろんな所に紹介をする、そういったことで対応させていただきたいと思っております。

それと、もう一つ昨日ですね、8日から熊本県議会が開会されました。その中で、新型コロナウイルスに関連で、熊本市、県北、県南それに天草のそれぞれの地域に保健所を経由せずに検体の採取と検査を行えるPCRセンターを開設する費用として4億5,000万円が計上されております。ということで、先ほど私も答弁で申し上げましたが180件と言いましたが、184件のこれまでの可能件数が234件に増えるということでありまして、今年の夏をめどに順次センターを開設したいということで、そういったことが県議会のほうでもあがっておりますので、どこまで私たちの町でそこに対応できるのかということもしつかりと把握しながら対応

してまいりたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ぜひお願いいたします。住民さんもほんと不安がっておりますので、ですね。今どこ行ってもだいたい話は新型コロナに関する話が多いです。今も新型コロナウイルスの感染症に関する窓口ですね、これはだいたい10保健所と県庁に設置してありましたが、5月21日から確か窓口一般になったと思うです。町では防災無線でお知らせでコロナの相談はと電話番号を知らせていましたが、やはり町は町としての相談窓口の設置はしていると、これは以前井下議員が質問に答弁されましたが、最近の新型コロナに関する電話の問合せは結構多いんですかね。お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 3月の中旬までにおきましては、問合せ等につきまして町のほうでも2件ほどあったかと思えます。その後防災無線等において、また広報誌においてもコロナの感染関係においては、有明保健所の中にあります窓口が設けられたものですから、そちらのほうに相談先ということで広報、お知らせをしたところでございます。ですので、詳しい相談と言いますか、専門的な相談等につきましては、直接、有明保健所内の相談窓口のほうに問合せをされているというような状況でございます。

最近では、直接町のほうにはございませんが、今後、町のほうにも問い合わせ等ございましたら、有明保健所また現在においては県一本化されてますので、県のコールセンターのほうに御案内をし、つなげていきたいと思っております。

有明保健所に聞きました。これも町内だけの数字ではございませんが、管内での相談件数にお聞きしましたところ2月が400件、3月が874件、4月が1,420件、5月が436件、合わせますと3,130件ほど有明管内での相談があったということで、1日あたり26件ほどですか、相談があっていたということでございますので、この数字の中に南関町の関係の方も御相談されているとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。私は有明保健所に電話すれば、結構混んでる連絡がとれんということで、こちらのほうに南関には結構あるのかな、町独自として相談窓口をとってるから、多いのかなと思ったんですけど、今2件というと案外少なかったですね。いろいろ住民の方も心配されておりますので、もしあったら対応いつまでもととってください。濃厚接触者となった場合ですね、接触してから確か2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があるとのことですが、

今でもそのような指導と思いますが、経済的に余裕のある人は自宅待機もできますが、そうでない人、精神的にまいると思います。また、家族が感染したら気が気ではないはずです。今後に活かすためにも感染された人の話などを福祉課として聞かれていますか。また町独自の感染者の濃厚接触者に対しての対処、対策はどのようなことですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今議員御指摘の濃厚接触の場合での自宅待機の件ですが、保健所に問い合わせましたところ、現在においてもこのような2週間程度の自宅待機というような指導を現在もされているということでございました。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 県のマニフェストとかあるけど、町としては作っていない、県のあれに合わせてあるということではよろしいんですか、理解してですね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） はい。この濃厚接触者になった場合の関係については、国、県の指導に準じて対応しているということでございますし、一方で町の職員等が濃厚接触、また感染した場合のマニュアルというようなものは別個作成して、そういった場合を想定して、影響がないように対応するマニュアルは作成しているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 町は町として、やっぱり対策だけはとってってください。

次は②の質問に移ります。県は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う3月から6月の県内宿泊施設の経済損失額を514億円を超えると試算結果を示しております。3月から5月分ですね、前回試算結果に比べ157億円増加しています。この状況があと1、2カ月続けば非常に厳しいとの切実な声が上がっております。皆さんも御存じだと思いますけど、リーマンショックと比較にならないと。特に今回の問題は幅広い業種に波及しております。先ほど、南関町で休業等、廃業等ないと言っておられますけど、営業自粛をされた業者なんかは把握されておりますか。また営業自粛しても助成金が出ないと該当しなかったところもあると聞いておりますけど、この営業自粛に対しての取り組み、対応はどのようなことをとっておられますか、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 営業自粛の件は商工会のほうにお尋ねをしました。そしたら営業自粛要請により実際に営業を自粛された事業者は1事業者南関町にあるということで、その事業者については個人事業者ということで、国の持続化給付